

申告書の書き方と添付・提示書類

(おもて面)

こちらでは、市民税・都民税の詳しい内容と申告書の基本的な書き方をご案内しています。申告の際の参考としてください。

控除金額等については、[資料編 2](#) もご覧ください。

※印のものは、添付または提示書類です。**添付資料のない場合は控除等が認められない場合があります。**

①収入がなかった方

収入がなかった方・非課税所得（遺族年金等）のみの方は該当する箇所の□にチェックを入れて（☑）、必要事項を記入してください。また、基礎控除 43 万円を所得控除金額 24・25・28 に記入してください。（**③本人対象の控除**・**⑤扶養親族等**の欄等も、該当があれば記入してください。）

②収入があった方

- ◆**事業所得・不動産所得** ※必要経費分の領収書・収支計算書等
事業所得・不動産所得の説明については、うら面をご覧ください。
⇒収入・必要経費・所得金額（所得金額＝収入金額－必要経費）を記入してください。
- ◆**公的年金等（雑所得）** ※源泉徴収票
厚生年金、国民年金、共済年金、恩給等の所得です。
⇒うら面①に支払者・収入金額を記入し、合計額をおもて面キ欄に転記し、所得金額を 7 欄に記入してください（所得金額の求め方は[資料編 2](#)をご覧ください。）。なお、遺族年金・障害年金は非課税所得のため、この欄には記入しないでください。
- ◆**給与所得** ※源泉徴収票
サラリーマンの給与、賃金、賞与等による所得です。
⇒基本的に源泉徴収票の内容を申告書に書き写す必要はありません。源泉徴収票が手に入らない方はうら面②欄に支払者（連絡先）を記入し、合計額をおもて面力欄に転記してください。なお、給与収入額は手取り額ではなく、社会保険料等を引く前の総支払額です（所得金額の求め方は[資料編 2](#)をご覧ください。）。
◆それ以外の所得については(うら面)をご覧ください。

③本人対象の控除

- 寡婦控除**
死別・離別・生死不明のいずれかを○で囲み、その年月を記入し、「控除金額」18 欄に控除金額を記入してください。
- ひとり親控除**
該当する場合は、□にチェックを入れて（☑）、「控除金額」18 欄に控除金額を記入してください。
- 勤労学生控除** ※学生証
学校名、卒業予定年を記入し、「控除金額」20 欄に控除金額を記入してください。
- 障害者控除** ※障害者控除対象者認定書や愛の手帳等
「身体」・「精神」・「愛の手帳」・「障害者控除対象者認定書」のいずれかを○で囲み、障がいの程度（級又は度）を記入し、「控除金額」20 欄に控除金額を記入してください。

★基礎控除 ※収入がない方もご記入ください

合計所得金額が 2400 万円以下の全ての納税者に適用される控除です。24 欄に 43 万円の控除金額をご記入ください。
※合計所得金額が 2400 万円を超える方は[資料編 2](#)をご覧ください。

※個人番号（マイナンバー）

個人番号を記入してください。また、本人確認のため、申告時に「番号確認書類」及び「身元確認書類」を提示してください。郵送の場合は、写しを同封してください。（扶養親族がいる場合も、「番号確認書類」及び「身元確認書類」の提示、同封は本人分のみとなります。）

町田市長 宛 令和 6 年度 市民税・都民税申告書（令和 5 年分）

記入例

町田市 森野 2-2-22

個人番号 (マイナンバー) 0000000000000000

ふりがな まちだ まちお

現在住居 上記と同じ場合は記入不要

氏名 町田 町男

窓口に来た方 (本人の場合は記入不要) 住所(本人と同じ場合は記入不要) 氏名 関係 ()

生年月日 S30.5.30

電話番号 042-722-3111

市役所受付印

①収入がなかった方

②収入があった方

③本人対象の控除

④所得控除

⑤扶養親族等 (別居の場合は裏面⑦にも記入ください)

⑥寄附金に関する事項 ※領収書

⑦住宅借入金等特別税額控除に関する事項 ※源泉徴収票

⑧配当割額控除額

⑨給与・公的年金等に係る所得以外 (令和 6 年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は給与所得以外) の所得に係る市民税・都民税の徴収方法の選択

申告書(おもて面)

④所得控除

- 社会保険料控除** ※控除証明書又は領収書
支払額を記入し、「控除金額」13 欄に控除金額を記入してください。
- 小規模企業共済等掛金控除** ※支払額の証明書等
支払額を記入し、「控除金額」14 欄に控除金額を記入してください。
- 生命保険料控除** ※控除証明書
控除証明書に記載された年間の支払額のうち、新・旧契約に基づく支払額を新生命保険料・新個人年金保険料・介護医療保険料の欄に、「控除金額」⑤欄に控除金額を記入してください。控除額の計算は[資料編 2](#)をご覧ください。
- 地震保険料控除** ※控除証明書
控除証明書に記載された年間の支払額を、地震保険料の欄又は旧長期損害保険料の欄に記入し、「控除金額」⑥欄に控除金額を記入してください。「控除金額」の計算は[資料編 2](#)をご覧ください。
- 医療費控除** ※控除の明細書
「従来の医療費控除」又は「セルフメディケーション税制に係る控除」のいずれかを選択のうえ、「医療費又は特定一般用医薬品等購入費」等を記入し、「控除金額」27 欄に控除金額を記入してください。
※領収書の添付又は提示では申告することはできません。
- 雑損控除** ※支出した金額についての領収書等
うら面⑤雑損控除の欄に損害の原因・損害年月日・損害を受けた資産の種類等を記入し、「控除金額」26 欄に控除金額を記入してください。

⑤扶養親族等

- 配偶者控除・扶養控除・16 歳未満の扶養親族**
控除の対象となる配偶者・扶養親族の氏名・生年月日・同居別居の区分・続柄・個人番号・控除額を記入し、「控除金額」21 又は②欄に控除金額を記入してください。別居の場合は申告書うら面⑦にも住所等を記入してください。
- 配偶者特別控除**
該当する場合は、「配偶者（特別）控除・同一生計配偶者」欄と配偶者の合計所得金額（収入金額ではありません）を記入し、「控除金額」22 欄に控除金額を記入してください。
- 障害者控除** ※障害者控除対象者認定書や愛の手帳等
「身体」・「精神」・「愛の手帳」・「障害者控除対象者認定書」のいずれかを○で囲み、障がいの程度（級又は度）を記入し、「控除金額」20 欄に控除金額を記入してください。

⑥寄附金に関する事項 ※領収書等

寄附金の支払額を記入してください。
ふるさと納税ワンストップ特例の申請をされている場合、市民税・都民税申告をすると特例が無効になるため、寄附に関する事項の申告が必要です。

⑦住宅借入金等特別税額控除に関する事項

※**年末調整がなされた源泉徴収票**
源泉徴収票から住宅借入金等特別控除の額（所得税で控除した金額）、住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日を転記してください。

⑧配当割額控除額

配当所得を申告された方で特別徴収された配当割額（5％）がある場合は記入してください。

⑨徴収方法の選択

給与・公的年金等とそれ以外（令和 6 年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は給与所得以外）の所得がある方は選択してください。

◆総合譲渡 ※収入・経費のわかる書類

ゴルフ会員権、書画、骨董、貴金属等の資産譲渡から生ずる所得です。保有期間5年以内を「短期」、5年超を「長期」として計算します。

◆一時所得 ※収入・経費のわかる書類

生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、懸賞当選金、競馬・競輪等の払戻金、遺失物拾得報労金等による所得です。

⇒それぞれの収入金額・必要経費・差引金額・特別控除額・所得金額を記入してください。また、「コ」の金額をおもて面コ欄に、「サ」の金額をおもて面サ欄に、「シ」の金額をおもて面シ欄に、合計の金額をおもて面11欄に転記してください。

なお、特別控除額は差引金額と50万円のいずれか少ない方の金額となります。

◆公的年金等以外の雑所得 ※収入・経費のわかる書類

シルバー人材センターの配分金、職業としていない講演料、印税、放送出演料、生命保険年金、他の所得に当てはまらない所得です。

⇒種目・所得の生ずる場所・収入金額・必要経費・差引金額を記入し、収入金額の合計額をおもて面クまたはケ欄に転記し、差引金額をおもて面8または9欄に転記してください。
【注意】シルバー人材センターの配分金・生命保険年金は、雑その他（ケおよび9）に転記してください。

●事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする親族（15歳以上）で、あなたが経営する事業に原則として6ヶ月を超える期間従事した方がいる場合は、あなたの事業等から生じる所得から控除されます。
⇒該当者がいる場合、氏名・専従者給与等を記入してください。

◆株式等の譲渡等・先物取引に係る所得※年間取引報告書等

上場株式や一般株式を売った場合に生じる所得や先物取引による事業所得・譲渡所得・雑所得です。

⇒所得の種類・種目・必要経費を記入してください。株式等譲渡所得割額控除額がある方はそれについても記入してください。収入金額をツ欄、テ欄、ナ欄の該当箇所、所得金額を㊸欄、㊹欄、㊺欄の該当箇所に記入してください。

※上場株式等の譲渡所得等について、所得税（確定申告）と異なる課税方式の選択は令和6年度より選択できなくなりました。

★事業所得・不動産所得の説明

◆事業所得

事業所得は営業等所得と農業所得にわかれます。

○営業等所得とは小売業、卸売業、修理業、製造業、飲食業、サービス業等、自由職業（医師、弁護士、作家、俳優、外交員、大工等）や漁業等の事業から生ずる所得です。

○農業所得は農産物の生産、果樹等の栽培、養蚕、家畜の飼育や酪農品の生産等から生ずる所得です。

なお、家内労働者、外交員、集金人の方又は特定の人に対して継続的に人的役務を提供している方は実際の経費が55万円に満たない場合でも55万円まで経費とすることができます（ほかに給与収入がある方は55万円－給与所得控除の金額までが上限となります）。

◆不動産所得

地代、家賃、土地家屋の貸付権利金等による所得です。

① 公的年金等に関する事項（遺族年金・障害年金は除く）

支払者	収入金額
日本年金機構	1,805,250 円
	円
	円
	円

② 給与所得に関する事項

支払者	電話番号	収入金額
株町田町	042-722-3111	350,000 円
株マチダマ	042-722-3111	880,000 円
		円
		円

③ 総合譲渡・一時所得に関する事項（総合長期譲渡所得と一時所得はサ・シを1／2した金額が課税対象になります。）

	A 収入金額	B 必要経費	C 差引金額(A－B)	D 特別控除	C－D表面コ・サ・シ欄へ	合計 コ＋(サ＋シ)×1／2
総合譲渡	短期	円	円	円	コ	円
	長期	円	円	円	サ	円
一時	円	円	円	円	シ	円

④ 公的年金等以外の雑所得に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額(A)	必要経費(B)	差引金額(A－B)
個人年金	〇〇保険株式会社	700,000 円	600,000 円	100,000 円
原稿料	△△株式会社	500,000 円	400,000 円	100,000 円
		円	円	円

⑤ 雑損控除に関する事項

損害の原因	損害年月日
	年 月 日
損害を受けた資産の種類	損害金額(A)
	円
保険金等で補てきられる金額(B)	差引損失額(A－B)
	円

⑥ 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
				円
個人番号				
	住所			種別 青色 白色

⑦ 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	続柄	生年月日	住所
町田 町太	子	S53.7.1	東京都千代田区準町4-2

⑧ 配当所得等に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費・配当所得に係る負債の利子
〇〇株式会社	R4 年 1 月	100,000 円	0 円
	年 月	円	円

⑨ 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種目	必要経費
	事業・譲渡・雑	円
	事業・譲渡・雑	円
株式等譲渡所得割額控除額	円	特例適用条文

⑩ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円

⑪ 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

給与収入金額	特定支出の金額の合計額	所得金額 (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

⑫ 山林所得・退職所得に関する事項

山	林	A 収入金額		B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A－B－C－D)	
		円		円	円	円	円	
退	職	A 収入金額		勤続年数	普通 障害の別	B 退職所得控除額	C 差引(A－B)	所得金額(C×1／2)
			年		☐ 普通			
		円(年 月間)			☐ 障害	円	円	円

⑬ 家屋敷・事業所に関する記入欄

町田市内に 事務所等 の区分	町田市内に 事務所等 の区分	町田市内に 事務所等 の区分	町田市内に 事務所等 の区分	町田市内に 事務所等 の区分	町田市内に 事務所等 の区分	町田市内に 事務所等 の区分	町田市内に 事務所等 の区分	町田市内に 事務所等 の区分	町田市内に 事務所等 の区分
事務所・事業所	事務所・事業所	事務所・事業所	事務所・事業所	事務所・事業所	事務所・事業所	事務所・事業所	事務所・事業所	事務所・事業所	事務所・事業所
□家屋敷	□家屋敷	□家屋敷	□家屋敷	□家屋敷	□家屋敷	□家屋敷	□家屋敷	□家屋敷	□家屋敷

家屋敷等の所在地を表面「令和6年1月1日現在の住所」に記入してください

その他

申告書(うら面)

◆配当所得 ※支払調書又は年間取引報告書等

株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当等や投資信託や特定受益証券発行信託の収益の分配等の所得です。

⇒所得の生ずる場所・支払確定年月・収入金額・必要経費（株式を取得するのに要した借入金の利子）・差引金額を記入してください。総合課税の場合は、収入金額をおもて面才欄、所得金額をおもて面5欄に記入してください。分離課税の場合は、収入金額をト欄、所得金額を㊸欄に記入してください。配当割額控除額がある方はおもて面⑧配当割額控除額欄にも記入してください。

※上場株式等の配当所得等について、所得税（確定申告）と異なる課税方式の選択は令和6年度より選択できなくなりました。

●別居の扶養親族等に関する事項 ※親族関係及び送金確認書類

⇒扶養親族と別居されている方は、扶養親族の氏名・続柄・生年月日・住所（住民登録地）を記入してください。

※令和6年度より、30才以上70才未満の国外居住親族は「留学により非居住になった者」「障害者」「納税義務者から生活費や教育費に充てる支払いを38万円以上受けている者」が控除対象となり、必要書類の提出・提示が必要になります。

●分離課税の譲渡

土地や建物を売った場合に生じる所得です。確定申告が必要な場合がほとんどのため、まずは税務署にご確認ください。

●市民税・都民税の計算のおおまかな流れ

【税率】

	市民税	都民税	国税(森林環境税)	計
所得割	6 %	4 %	－	10%
均等割	3,000円	1,000円	1,000円	5,000円

* 均等割は一定以上の所得のある方に課税されます。

※住民税が課税されない方（障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の方は、条件が異なります。）

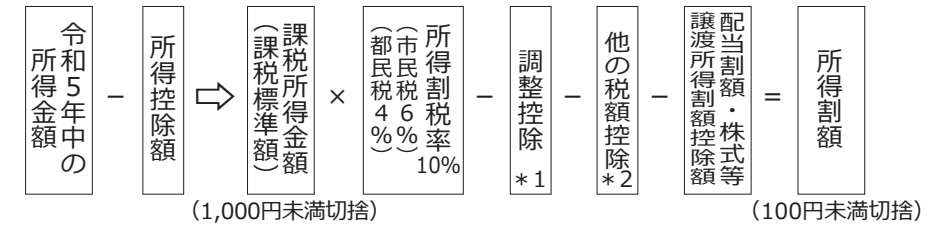
前年中の合計所得金額が町田市の条例で定める額以下の方

1. 同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合：45万円

2. 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合：
35万円×(同一生計配偶者＋扶養親族数＋1)＋31万円により計算した額

【税額の計算方法】

年税額 = 均等割額 + 所得割額(下記計算方法による)



* 1 調整控除
市民税・都民税と所得税では人的控除額に差があるため、その差額に起因する税負担増を調整する目的で所得割額から一定の金額を控除します。人的控除とは、障害者控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除のことです。
なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、適用されません。

○市民税・都民税の課税所得金額が200万円以下の方

以下の①と②のいずれか小さい額の5%を控除

①人的控除額の差の合計額 ②市民税・都民税の課税所得金額

○市民税・都民税の課税所得金額が200万円超の方

[人的控除額の差の合計額－(市民税・都民税の課税所得金額－200万円)]×5%を控除
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

* 2 税額控除

* 1 の調整控除のほか、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等があります。